

資料4-1

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800681 平成30年12月27日(栃木県) 平成31年2月1日	石油ストーブ(開放式)	SX-2417Y	株式会社コロナ	(火災) 事務所で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品に点火して約20～30秒後に、当該製品の下部から出火したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品は外装及び内部が全体的に焼損してさすが付着し、樹脂部品である点火消火ボタン、しん調節つまみ等が焼失していた。 ○天板の裏、反射板及び燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○置台の上に大量のほこり等はなく、しん案内パイプ下に熱が加わった形跡がないことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○出火時のカートリッジタンク内の残さから、ガソリンの成分が検出された。 ○当該事務所は、灯油をガソリンや塗料とともに、同じ小屋に保管していた。 ●当該製品に出火に至る異常は認められず、カートリッジタンク内からガソリンの成分が検出されたことから、当該製品に誤ってガソリンを給油したため、ガソリンに引火し、出火したものと推定される。 なお、当該製品の本体、カートリッジタンク及び取扱説明書には、「ガソリン使用禁止」旨、記載されている。	
2	A201900013 平成31年2月2日(岡山県) 平成31年4月4日	石油ストーブ(開放式)	OS-L26D(松下電器産業株式会社ブランド)	株式会社ニッセイ(松下電器産業株式会社ブランド)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者の1度目の証言では給油の際に灯油をこぼした状態で燃焼筒を持ち上げて点火したとのことであったが、3度目の証言では前日に給油してその日は使用せず、当日の朝に使用したが異常はなく、夕方に帰宅してライターで着火したときに出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、著しく焼損し、落下物によって天板とキャビネット左後部が変形していた。 ○燃焼筒はガラス外筒が溶解していたが、ほぼ所定の位置に残存していた。 ○しん案内筒内は、しんが消火位置まで下がった状態で焼損していた。 ○対震自動消火装置は著しく焼損しており、作動状況の確認はできなかった。 ○油受皿は全体的に著しく焼損していたが、変形や腐食等による穴空きは認められなかった。 ○カートリッジタンクのキャップは閉止された状態で焼損しており、機構部に異常は認められなかったが、タンク本体にわずかな膨張が認められた。 ○吹き返し現象によるしん案内筒側及び油受皿裏面へのすすの付着は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

3	A201900081 平成31年4月23日(秋田県) 令和1年5月7日	石油ストーブ(密閉式)	FF-6812SR	株式会社コロナ	(火災) 事務所で当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は1週間ほど前から使用することを止めて、機器の上面ガードにプラスチック製のこけ用の育苗箱を置き、その中にビニールシートと新聞紙を敷き、その上にこけを植えていたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、機器の上面ガード及び放熱器が焼損しており、上部から背面に垂れ流れるような焦げの付着が確認された。 ○燃焼筒内部にすすの付着等の異常燃焼の痕跡、機器内部の制御基板及び電線に焼損等の異常は確認されなかった。 ○機械式の電源スイッチは「切」の位置になっていた。 ○当該製品の動作確認を行ったが、正常に作動した。 ○類似の育苗箱を使用して再現実験を行った結果、育苗箱をフライパンの上で熱し続けたところ、約330℃付近で完全に溶融し、約400℃付近で発火に至った。 ○当概型式品の燃焼時の上面ガード及び放熱器の雰囲気温度は、最大火力時で上面ガードが200～300℃に、その下にある放熱器の表面温度は最も温度が高い中央部が約500℃になる仕様であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼等の出火の痕跡は確認されず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A201900480 令和1年8月10日(京都府) 令和1年9月12日	カセットボンベ	アイボンベ	東邦金属工業株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品をカセットこんろに 装着して使用中、建物を全焼 する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を装着したカセットこんろで天ぷら調理をし、火を消さずに外出したところ火災になった。 ○近所の住民によると、出火後しばらくして爆発音が鳴ったとの申出内容であった。 ○当該製品は、巻締め部で上下に分離していた。 ○カセットこんろの点火つまみは、スピンドルが操作部の根元で折れ曲がっていた。 ○カセットこんろのカセットボンベ装着部は、前面と背面の側板が外に開くように変形しており、カバー、レバー及びばねが外れていた。 ○カセットこんろは焼損が著しいため、ガス漏れの痕跡は判別できなかったが、天板と内部に調理油が燃焼した痕跡が認められた。 ●使用者が当該製品を装着したカセットこんろで天ぷら調理中、火を消さずに外出したため調理油が過熱されて着火、延焼し、炎で加熱された当該製品が破裂し、漏れ出たガスに引火したものと推定される。 なお、カセットこんろの取扱説明書には、「火をつけたままそばを離れない。」旨、警告表示されている。	A201900494「カセットこんろ」と同一事故
5	A201900494 令和1年8月10日(京都府) 令和1年9月17日	カセットこんろ	ZA-8M(アイ・システムネットワーク株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(アイ・システムネットワーク株式会社ブランド)	(火災) 当該製品にカセットボンベを 装着して使用中、建物を全焼 する火災が発生した。	○使用者は、当該製品で天ぷら調理をし、火を消さずに外出したところ火災になった。 ○近所の住民によると、出火後しばらくして爆発音が鳴ったとの申出内容であった。 ○当該製品に装着されたカセットボンベは、巻締め部で上下に分離していた。 ○点火つまみは、スピンドルが操作部の根元で折れ曲がっていた。 ○カセットボンベ装着部は、前面と背面の側板が外に開くように変形しており、カバー、レバー及びばねが外れていた。 ○カセットこんろは焼損が著しいため、ガス漏れの痕跡は判別できなかったが、天板と内部に調理油が燃焼した痕跡が認められた。 ●使用者が当該製品で天ぷら調理中、火を消さずに外出したため調理油が過熱されて着火、延焼し、炎で加熱されたカセットボンベが破裂し、漏れ出たガスに引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままそばを離れない。」旨、警告表示されている。	A201900480「カセットボンベ」と同一事故

6	A201900522 令和1年9月19日(京都府) 令和1年9月26日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-N41B-5L(大阪ガス株式会社ブランド:型式210-P050)	株式会社パロマ (大阪ガス株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が水の入った鍋を当該製品の右こんろに置き、操作ボタンを押したが点火しなかったためガス栓やその他の操作ボタンを触ったところ当該製品が点火し、周囲にあった段ボール製の物置台が着火した。 ○使用者は、当該製品の背面と壁の間に段ボール製の物置台を日常的に置いていた。 ○グリル庫内やグリル皿に食材残さや油脂等は認められず、事故発生以前に使用された痕跡は認められなかった。 ○左右のこんろ周辺に可燃物が焼損した痕跡は認められなかった。 ○製品内部に、ガス漏れによる出火や炎あふれの痕跡は認められなかった。 ○グリル排気口上部にすすが付着していたが、グリル庫内に可燃物がないことから、すすはグリル排気口付近にあった可燃物が燃焼した際に生じたものと考えられた。 ●当該製品は、内部から出火した痕跡は認められず、使用者が左右のこんろとグリルを同時に点火した際にグリル排気口からの排熱(500℃以上)で周囲の段ボール紙製の物置台が着火したと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲に可燃物や引火物を置かない。」旨、記載されている。
7	A201900781 令和1年8月22日(埼玉県) 令和1年11月8日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-340WA-L	株式会社パロマ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ふだん無人の離れに設置され、年に一度程度しか使用しておらず、事故発生当日も使用していなかった。 ○使用者は住宅敷地内で子ヤギを飼っており、事故発生時は離れの中に子ヤギを放置していた。また、子ヤギが当該製品の上に飛び乗ったところを見たことがあるとの申出内容であった。 ○当該製品は背面側の焼損が著しく、ホースエンドが焼失していた。 ○プッシュ式操作ボタンは一部溶融しており、右こんろ及びグリルの操作ボタンが燃焼位置、左こんろの操作ボタンが消火位置にあり、器具栓のスピンドルは、右こんろ及びグリル用が左こんろ用に比べて2mm程度押し込まれた状態であった。 ○当該製品内部は、電気配線の被覆及び器具栓を構成する樹脂製のボタン軸が焼失していたが、外側に比べ焼損の程度は少なかった。 ○当該製品内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の左横に食器を入れた水切りかごを置き、その上に布巾を掛けていた。 ○事故発生時、ガス栓は開栓状態であった。 ●当該製品が設置されペットを放置している部屋を使用者が離れる際、当該製品に接続されているガス栓を閉めず、ロックつまみを動かして操作ボタンをロックしなかったため、操作ボタンが押されて周辺の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「消火後はロックつまみを右に動かして操作ボタンをロックし、ガス栓を閉める。」旨、記載されている。

8	A201900938 令和1年12月8日(茨城県) 令和1年12月13日	石油ストーブ(開放式)	RS-S24D	株式会社トヨミ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品の外郭正面右側面に布製の付着物が溶着していた。 ○燃焼筒の外筒の表面にすすが付着していたが、内炎筒及び外炎筒にすすの付着及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは、緊急消火時よりも低い位置で固着していた。 ○給油時自動消火装置のばねは焼損していたが、伸縮が可能な状態であった。 ○カートリッジタンクは膨張しており、すすの付着が認められた。 ○カートリッジタンクの油量計が溶融していたが、口金は締められており、内部に灯油が残存していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201900979 令和1年11月24日(東京都) 令和1年12月26日	屋外式(RF式) ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	GQ-166W	株式会社ノーリツ	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者が当該製品を使用したところ、隣人が当該製品が燃えているのを発見した。 ○事故発生時、当該製品の排気口前方15cmの位置にある物干しざおに、洗濯ばさみでとめていない毛布及びタオルを掛けていたとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品が設置されていた家屋の外壁に、当該製品の30cm程度下方から炎が立ち上がったようなすすの付着が認められ、当該製品上方にある樹脂製の屋根まで達していた。 ○当該製品の左側面部は下方から上方に向かってすすが付着していたが、上方の背面近くにすすの付着が極端に少ない部分が認められた。 ○右側面部は左側面よりすすの付着が著しかったが、上方にすすの付着のない部分が認められた。 ○底面部はすすの付着が著しく、電源コードは溶断していた。 ○電装基板等を覆う塩化ビニル樹脂製のカバーが焼損していたが、内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○バーナー内部に異物及びほこり詰まりは認められなかった。 ○熱交換器内部に緑青が発生していたが、フィン部分及び排気集合筒にすす詰まりは認められなかった。 ○ガス通路の気密性に問題は認められなかった。 ●当該製品は、内部に出火の痕跡は認められないことから、排気口前方に物干しざおが設置されていたため洗濯物を干すことにより、洗濯物が当該製品の排気口を覆ったことで燃焼不良が発生し、排気ガス中に含まれる未燃ガスにバーナーの火が引火して、洗濯物に着火し、事故に至ったものと推定される。	
10	A201900992 令和1年12月19日(愛知県) 令和2年1月7日	屋外式(RF式) ガスふろがま(L Pガス用)	RF-121BT II	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は樹脂製の設置台の上に据え付けられていた。 ○設置台は中央部分が焼損しており、残存する設置台部分に、当該製品の脚部が沈み込んだ穴が認められた。 ○当該製品は底板が焼損していたが、内部に焼損は認められなかった。 ○熱交換器のフィンに、樹脂製設置台の焼損によるすすが多量に付着していた。 ○当該製品にガス漏れはなく、点火燃焼は可能で、異常は認められなかった。 ●当該製品を樹脂製の設置台上に据え付けたため、脚部の沈み込みにより、底板とのすき間が狭くなり、設置台が過熱し、火災に至ったものと推定される。 なお、設置説明書には、「火災予防のため、床面にはコンクリート、コンクリートブロック等の不燃材以外は使用しない。」旨、記載されている。	

11	A201900993 令和1年12月8日(千葉県) 令和2年1月7日	石油ストーブ(開放式)	SX-E3510WY	株式会社コロナ	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の使用を開始してから約1時間40分後に、消火ボタンを押して消火した後、当該製品の右背面から炎が上がったとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品の燃焼筒及び置台に異常燃焼の痕跡は認められず、しんは消火位置にあった。 ○油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○給油時自動消火装置及び対震自動消火装置に異常は認められなかった。 ○カートリッジタンクに膨張や蓋の変形等の異常は認められなかった。 ○使用者は、灯油の樹脂製容器に入れられた灯油、ガソリン携行缶に入れられたガソリン及び灯油の樹脂製容器に入れられた混合燃料を同じ物置に保管していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
12	A201901060 令和1年12月26日(千葉県) 令和2年1月23日	石油こんろ	KT-1612	株式会社コロナ	(火災) 倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、物置内で、当該製品にさつま芋及び石が入った石焼き芋用の鍋を置いた状態で使用し、約4時間放置していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生したとの申出内容であった。 ○物置は全焼し、当該製品が置かれていた前面の床が著しく焼損していたが、物置内には人が通るのが困難なほど物が置かれていた。 ○開放油タンクの給油栓が外れた状態で開放油タンク上に置かれており、開放油タンク内の液体からガソリン成分は検出されなかった。 ○燃焼筒の中筒の内側にすすの付着が認められたが、中筒の外側及び外筒にすすの付着は認められなかった。 ○しん調節器つまみは最大火力から少し絞った位置にあり、しんはしん案内筒の基準面から2mm下がった位置で固着しており、火力は小さい状態であったと判断された。 ○対震自動消火装置は動作可能な状態で焼損していた。 ○置台に吹き返しの痕跡は認められなかった。 ○石焼き芋用の鍋は破損していたが、鍋底にすすの付着は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品で調理中にその場を離れて長時間放置したことから、食材が過熱されて発火し、周辺の可燃物に着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「調理中に当該製品から離れない。」、「可燃物との距離を離す。」旨、記載されている。	

13	A201901069 令和2年1月17日(三重県) 令和2年1月24日	ガス栓(LPガス用)	G925-12PR	光陽産業株式会社	(火災、重傷1名、軽傷1名) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、2名が火傷を負った。	○入居3日目のアパートで、当該製品のつまみを開き、ガスこんろを使用して調理中、ガスこんろ背面から炎が上がった。 ○当該製品は、右側のゴム管口にガスこんろが接続され、左側の迅速継手口には、キャップが付いていたが、キャップは汚れの付着や損傷を防ぐもので、ガス漏れを防止するものではなかった。 ○左側迅速継手口のキャップが焦げており、左右のつまみも焦げていた。 ○当該製品の左右のガス開閉機構に気密性が認められ、ヒューズ機構も正常に作動した。 ●当該製品は、使用者が誤って未接続側のつまみを開いたため、キャップからヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏えいし、当該製品の片側に接続されていたガスこんろを使用したことで、漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。	
14	A201901094 令和2年1月20日(岐阜県) 令和2年1月30日	ガス栓(LPガス用)	G925-12P	光陽産業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の二口ガス栓の内、ガスこんろと接続されておらず、ガス栓キャップが装着されていないガス栓つまみを開放した後、ガスこんろの点火操作をしたところ火災が発生した。 ○当該製品の気密性を確認したところ、ガス漏れは認められなかった。 ○当該製品のつまみ操作力は左右ともに日本エルビーガス機器検査協会ガス栓検査規程を満たしており、異常は認められなかった。 ○ヒューズ性能検査機を用いて、ガス栓つまみ「全開」時の過流出安全機構の作動流量を確認した結果、異常は認められなかった。 ○当該製品は、ガス栓つまみを「中途開」にした場合は、過流出安全機構が働かない構造のものであった。 ●当該製品の性能に異常は認められないことから、使用者が当該製品のガスこんろに接続されていないガス栓つまみを中途開にしたため、過流出安全機構が働かずガスが流出し、ガスこんろ点火時の放電火花により、ガスに引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガスを使用するときはガス栓とガス機器等が接続されており、ガス機器の器具栓が「閉」になっていることを確認後、必ずつまみを「全開」状態にする。」「つまみ「中途開」ではガスの流れが少なくなり正常に燃焼しないおそれがあるので、つまみ「全開」で使用する。」旨、記載されている。	
15	A201901127 令和2年1月28日(愛知県) 令和2年2月6日	石油ストーブ(開放式)	RS-L21	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全体が著しく焼損していたが、燃焼筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しん調節つまみは、対震自動消火装置が作動した位置にあり、しんは消火位置まで下がっていた。 ○カートリッジタンクに膨れ等の変形はなく、口金は締まっていた。 ○油受皿に油漏れは認められなかった。 ○置台のしん案内筒部分に過熱の痕跡はなく、吹き返し現象による出火ではなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
16	A201901183 令和2年2月16日(静岡県) 令和2年2月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-340WA-R	株式会社パロマ	(火災、軽傷1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者は、フライパンを載せた当該製品の右こんろに点火後、その場を離れ、消火した記憶がなく、当該製品の周囲にレジ袋やゴミ袋を置いていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、操作部分が全て焼失しており、背面及び正面右側面が著しく焼損していた。 ○内部に出火の痕跡はなく、器具栓に溶融及び変形は認められなかった。 ○左右の調理油過熱防止センサーに異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品の火を消し忘れたため、周辺に置かれていた可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない。」「機器の上や周囲には可燃物を置かない。」旨、記載されている。	

17	A201901256 令和2年2月24日(埼玉県) 令和2年3月25日	草焼きバーナー	HSF-803	株式会社麻場	(火災、重傷1名) 当該製品を使用中、使用者の衣服に着火し、火傷を負う火災が発生した。	○使用者が、当該製品を使用し、あぜ道の雑草を焼いていたところ、当該製品の火炎が衣服に着火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、灯油を入れたタンクを加圧することでゴム製燃料ホースを経由してバーナー部に灯油を供給し、バーナー部の先端から火炎を放射する仕様であった。 ○使用者の衣服から、当該製品の燃料である灯油成分は認められなかった。 ○当該製品はゴム製燃料ホースに亀裂が生じており、バーナー部と接続する燃料ホースの端部から燃料漏れが認められた。 ○バーナー部に通常使用時に付着するすすが認められたが、その他の箇所に焦げた痕跡は認められなかった ○燃料ホースと本体の接続部に変形、傷等はなく、異常は認められなかった。 ○燃料ホース等接続していない状態でタンクで漏れ試験を実施したところ、燃料漏れは認められなかった。 ●使用者が、当該製品の燃料ホースに亀裂がある状態で使用した又は操作を誤ったことで、当該製品の火炎が衣服に着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用前に必ず燃料ホースを点検する。」「空気漏れが認められた燃料ホースは、使用せずに新しい燃料ホースと取り替える。」旨、記載されている。	
----	---	---------	---------	--------	--	--	--

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201901099 令和1年12月7日(兵庫県) 令和2年1月31日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は背面ケースの外側に焼損及び破損は認められなかったが、内側のバッテリーパック組込位置の下部側に焼損が認められた。 ○角形リチウムイオン電池セルは、下部側が焼損し、電解液が噴出した痕跡が認められた。 ○電池セルは、負極銅箔の下部側に周期的な欠損箇所が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○修理担当者は当該製品の輸入事業者が作成した修理手順書に記載された手順とは異なる方法でバッテリーパックを交換しようとしていた。 ●当該製品は、修理事業者がバッテリーパックを交換する際に、角形リチウムイオン電池セルを誤って損傷させたため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	
2	A201900741 平成25年11月14日(群馬県) 令和1年10月31日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、両膝を負傷した。	○当該製品で平たんな道を走行中、急に前ブレーキが掛かったようになり、前方に転倒したとの申出内容であった。 ○前輪は正常に回転する状態であった。 ○前ブレーキがわずかに前方に変形し、左側ブレーキブロックの前方が後方よりリムに近寄っていたが、前ブレーキの調整やブレーキワイヤー類に異常は認められなかった。 ○前ホークに異常な変形は認められなかった。 ○前輪のスプークは、数本に白い付着物が認められたが、変形等はなく、車輪の振れも前後輪ともに異常は認められなかった。 ○前かご、ハンドルグリップ、ブレーキレバー、ペダル等に外傷が認められた。 ○当該製品を平たん路及び坂道で実走し、前ブレーキの制動等を確認したが、前輪はロックせず、異常は認められなかった。 ○ハンドルロック及びサークルロックの作動等に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に前輪ロックにつながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201900762 平成26年9月8日(神奈川県) 令和1年11月6日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 子供を自転車用幼児座席に乗せて使用者が当該製品のスタンドを立て停車中、当該製品が転倒し、子供の右腕を負傷した。	○当該製品の両立スタンドを立てて停車させたところ、突然倒れ、リヤキャリアに取り付けた自転車用幼児座席に乗せていた子供が受傷した。 ○両立スタンドに、破損や変形、ゆがみ等は認められなかった。 ○前かご、ブレーキレバー、ペダル及び自転車用幼児座席の右側に外傷があった。 ○両立スタンドの安定性を確認した結果、車体傾斜角度は左右ともに10度であり、安定性に問題は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A201900606 平成29年6月3日(高知県) 令和1年10月11日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品を停車していたところ、転倒し、負傷した。	○当該製品に乗り、ほぼ止まった状態でハンドルに体重を掛けたところ、ハンドルが下がった感覚がして転倒したとの申出内容であった。 ○ハンドルバーとハンドルステムの固定に異常は認められなかった。 ○ハンドルステムとハンドルポストの固定に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
5	A201900587 平成29年7月15日(岐阜県) 令和1年10月10日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、左手首を負傷した。	○当該製品で走行中、道路の段差にタイヤが取られハンドルの操作が効かなくなり、転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロックとサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○当該製品のハンドルロック、サークルロック、連動ワイヤー等に異常な痕跡は認められなかった。 ○当該製品の前泥よけ、前ホーク等に変形が認められたが、外力によるものと考えられた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、前ホークや前泥よけ等に外力による変形が認められ、道路の段差にタイヤが取られたとの使用者証言があることから、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A201900393 平成30年9月25日(東京都) 令和1年8月19日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、段差を乗り越えようとしたところ、バランスを崩し、転倒、左肩を負傷した。	○雨が降る中、当該製品で走行中、車道から歩道に入ろうと段差を乗り越えようとしたとき、後タイヤが段差を乗り越えられず転倒した。 ○後輪の回転は円滑で、車輪の振れはJIS基準を満たしていた。 ○後タイヤのトレッドに摩耗はなく、タイヤはリムに正常に装着されていた。 ○JIS規格に基づく路上試験では、制動及び走行性に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201900834 平成31年1月21日(東京都) 令和1年11月22日	電気ストーブ(パ ネルヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、当該製品は、2本の延長コードを介してコンセントに接続されていた。 ○当該製品を使用中に分電盤のブレーカーが切れたため、ブレーカーを入れ直したところ、延長コード同士の接続部から火花が出て発煙した。 ○延長コード同士の接続部で、タップ部の刃受金具に破損が認められたほか、電源プラグの栓刃に溶融痕が認められた。 ○2本の延長コードの事業者名等は特定できなかった。 ○当該製品は原形をとどめておらず、火災現場から回収されなかったため、確認できなかった。 ●接続していた2本の延長コードの接続部で短絡し、出火したものの推定されることから、当該製品は外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A201900501 平成31年2月14日(滋賀県) 令和1年9月20日	延長コード	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が死亡 した。	○当該製品の電源コードの中間部が断線し、溶融痕が認められたが、当該箇所は通常の使用時に屈曲等の応力が加わる位置ではなかった。 ○電源プラグ及びタップ部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が接続されていたコンセントに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品には複数の電気製品が接続されていたが、事故発生時の使用状況を含め、詳細は確認できなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において応力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201900538 平成31年2月23日(兵庫県) 令和1年10月1日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行 中、転倒し、臀部を 負傷した。	○当該製品で走行中、歩道に乗り上げようとして転倒した。当該製品はハンドルが右に寄る異常があったとの申出内容であった ○前泥よけステーが変形していたが、泥よけ体に変形は認められなかった。 ○前ホークに変形は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められなかった。 ○ヘッド部の下玉押しには、小さなベアリングのへこみ傷が付着していたが、実走行において、ハンドル操作に支障はなく、ハンドルが右に寄ることはなかった。 ○走行安定性及びブレーキ操作に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201900062 平成31年3月12日(兵庫県) 平成31年4月22日	介護ベッド(車いす付)	(重傷1名) 当該製品の車いす部分を使用中、当該製品の肘掛けが下がり、転落し、頭部を負傷した。	○施設職員が当該製品を車いす状態にし、被介護者(使用者)を乗せて旋回したところ、使用者が転落した。 ○当該型式品は、ベッドの一部を分離して車いすとして使用可能な製品であり、下部に収納された肘掛けを持ち上げると底部の接続ロックが解除され、ベッド本体から車いすが分離される構造であった。 ○車いすとして使用の際、肘掛けは最大高さまで持ち上げた状態でのみロックが掛かり、肘掛け外側のレバーを引くことでロックが解除できる仕様であった。 ○事故発生時、使用者に厚手のブランケットが掛けられていたことから、肘掛けと座面の隙間にブランケットをかみ込ませたところ、ロックが掛かっていなくても肘掛けが下がらないことがあり、使用者はこの状態をロックされていると誤認したと考えられた。 ○施設職員が車いす部分を後ろから押す際、身長が低いと目線が背もたれに遮られるため肘掛けの状態が確認できないと考えられた。 ○使用者は要介護5であり、自分では体を動かすことができない状態であった。 ●当該製品に異常は認められず、施設職員が車いす部分の肘掛けと座面の隙間にブランケットがかみ込んで肘掛けが下がらなかった状態をロックされていると誤認し、移動時の振動等により意図せず肘掛けが下がったことにも気付かず車いすを旋回させたため、被介護者である使用者が転落したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「被介護者の車いす搭乗時は転落の恐れがあるため必ず肘掛けを上げて使用する。」「肘掛けが固定されていることを確認する。」旨、警告表示されている。	
11	A201900219 令和1年5月5日(岩手県) 令和1年6月24日	自転車(サドル)	(重傷1名) 当該製品に乗車しようとしたところ、サドル部に右足をぶつけ負傷した。	○使用者は、これまで乗車時に足をサドルにぶつけることはなかったが、事故発生時、春先のため足が思ったほど上がらず、サドル後部を回し蹴りしてしまったとの申出内容であった。 ○当該製品のサドルは超軽量タイプのため、サドル後端はクッション性のある素材で覆われていない構造であった。 ○サドルのベース部分、カバー部の表側及び裏側に変形や傷等は認められず、舟線に変形等は認められなかった。 ●当該製品のサドルに異常は認められないことから、使用者が当該製品に乗車する際の注意不足により発生した事故と推定される。	
12	A201900294 令和1年5月25日(福岡県) 令和1年7月24日	電気冷凍庫	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故発生時、建物内は無人があった。 ○建物内に置かれていた当該製品は、延長コードを介して屋外の壁コンセントに接続されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、全体的に焼損していた。 ○当該製品内部の基板、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード及び電源プラグは確認できなかったが、周囲の焼損状況は当該製品の電源コード及び電源プラグからの出火を示していなかった。 ●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201900245 令和1年6月8日(熊本県) 令和1年7月4日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	(火災) 車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、リチウムポリマー電池セルを内蔵したコードレス式イヤホンであった。 ○当該製品は外郭の大部分が焼損していたが、電池セルは電圧が残っており、出火の痕跡は認められなかった。 ○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A201900284 令和1年6月25日(大阪府) 令和1年7月19日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、右手指を負傷した。	○使用者が当該製品から下車したところ、ハンドルが左方向に回転して倒れそうになったため、とっさに前かご部を持って支えた際、右手人差し指がバスケットブラケットとハンドルロックケースの間に挟まり骨折した。 ○前かごの最大積載重量は3kg以下であるが、事故発生時、約6kgの荷物が積載されていた。 ○当該製品は、使用に伴う軽微な傷、サドルのがたつき等は認められたものの、可動部の動作に異常は認められなかった。 ○バスケットブラケットとハンドルロックケースの最小間隔は約7.5mmで、事故状況を再現したところ、バスケットブラケットとハンドルロックケースの隙間に指が挟まった。 ●当該製品は、前かごに最大積載重量を超える6kgの荷物が積載されていたため、バランスが崩れて倒れそうになった当該製品を使用者が支えた際にバスケットブラケットとハンドルロックケースの隙間に指が挟まったものと推定される。 なお、取扱説明書に、「前かごの最大積載重量は3kg以内である。」旨、記載されている。	
15	A201900539 令和1年6月28日(東京都) 令和1年10月1日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品をこぎ始めたところ、シートピンが右足に刺さり負傷した。	○当該製品のシートピンレバー先端は、樹脂キャップで覆われており、JISの基準を満たしていた。 ○シートピンレバーが折り畳まれず、開いた状態になっていると、ペダルをこいだときにレバー先端が右ふくらはぎに当たる可能性が認められた。 ○折り畳まれたシートピンレバーは、走行時の振動や衝撃で開くことはなかった。 ○市販されている自転車のシートピンレバーの長さはおおむね80～115mmであり、当該製品のシートピンレバーの長さは115mmであった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のシートピンに異常は認められないことから、シートピンレバーが開いた状態でこぎ始めにた際に、右ふくらはぎがレバー先端に当たりけがを負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A201900288 令和1年7月7日(埼玉県) 令和1年7月22日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○異臭がしたので確認すると、当該製品を立てかけていた壁が燃えていた。 ○当該製品は、外郭が著しく焼損していた。 ○モーター、モーター制御基板及び付属の充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパックは円筒形リチウムイオン電池セル間接続板の形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックの6個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち1個は内部の電極箔が噴出し、外装缶に潰れが認められ、他の3個の電池セルも損傷していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A201900420 令和1年7月19日(千葉県) 令和1年8月29日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。	○当該製品で走行中にふらつき、右側に転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○事故発生日は晴れで、当該製品に積載物がない状態で乾いた路面を走行していた。 ○使用者は事故発生以前から、当該製品での発進及び減速時にふらつきを感じていた。 ○当該製品のハンドル(ヘッド部)操作はスムーズで、回旋性に異常は認められなかった。 ○ハンドルグリップ、ブレーキレバー、前かご及びサドルの右側面に擦過痕が認められた。 ○ハンドルロックのケースは破損しておらず、ロックレバー及びばねに破損、変形等はなく、動作に異常は認められなかった。 ○ハンドルロックの上玉押しに目立った打痕、変形等は認められなかった。 ○ハンドルロックの連動ワイヤー及びサークルロックの動作に異常は認められなかった。 ○当該製品に乗りし、直進走行、スラローム走行、発進、減速及び停止を行ったが、転倒する要因は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A201900379 令和1年8月6日(沖縄県) 令和1年8月16日	ノートパソコン	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品にACアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品付近から出火した。 ○当該製品は、本体とバッテリーパックのコネクター接続部付近が焼損し、バッテリーパック側のコネクターピンが一部溶融、焼失していたほか、バッテリーパック基板の一部もピンの根元付近で溶融、焼失していた。 ○焼損部付近の外郭及び内部に液体が付着した痕跡が認められ、分析の結果、加糖系飲料の成分に近い特徴を示した。 ○当該製品のその他の電気部品、ACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に液体が付着した経緯が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、液体によってバッテリーコネクター接続部での短絡が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201900455 令和1年8月14日(福岡県) 令和1年9月6日	リチウム電池内蔵 充電器	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は事故発生の約1か月前から使用されておらず、充電もされていなかった。 ○当該製品は本体外郭が熱影響により変形していた。 ○当該製品の基板及び内蔵の角形リチウムポリマー電池セルに出火した痕跡は認められなかった。 ●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
20	A201900425 令和1年8月19日(宮城県) 令和1年8月30日	電気掃除機(充電 式、スティック型)	(火災) 事務所で当該製品 を充電中、当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○就寝中に破裂音がしたので確認すると、当該製品のバッテリー部分から出火していた。 ○当該製品は、バッテリーパック取り付け部周辺が著しく焼損していた ○モーター、モーター制御基板、内部配線及び付属の充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックは樹脂製外郭が焼失しており、回収された内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル4個に焼損が認められ、うち3個は電極体が露出した状態であった。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
21	A201900452 令和1年8月20日(神奈川県) 令和1年9月5日	電気掃除機(充電 式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品にネット通販で購入した非純正バッテリーパックを取り付けて充電していたところ、出火した。 ○当該製品は焼損が著しかったが、ACアダプター、モーター、接続リード線及びモーター基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○非純正バッテリーパックの外郭樹脂ケースが焼失し、内部の円筒形リチウムイオン電池セルは封口体が外れて内容物が噴出し、著しく焼損していた。 ○非純正バッテリーパックは事故発生の8か月前に購入したもので、事故発生の1か月前頃から充電しても電源がすぐ切れるようになっていた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
22	A201900542 令和1年8月20日(愛知県) 令和1年10月3日	電気こんろ	(火災) 当該製品の周辺を 焼損する火災が発 生した。	○当該製品のヒーターの上にはペットボトル等の可燃物が置かれており、当該製品の天面に焼損した可燃物が付着していた。 ○当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、電源スイッチを押してから、ヒーター操作スイッチを押した後、火力調節スイッチを押すことで初めてヒーターに通電する構造となっているほか、通電から30分で自動停止するようになっており、全て正常に作動した。 ○各種イミュニティ試験を実施したが、誤作動は生じなかった。 ●詳細な事故発生状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
23	A201900427 令和1年8月21日(東京都) 令和1年8月30日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、取り付けられていたバッテリーパック及びその周辺に焼損が認められた。 ○モーター及びモーター制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電器に出火の痕跡は認められず、出力電圧は正常であった。 ○バッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板の形状、電極のリード線及び基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックは、6個の電池セルのうち5個が焼損していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
24	A201900464 令和1年8月24日(広島県) 令和1年9月9日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 当該製品を使用中、転倒しているところを発見され、病院へ搬送後、死亡が確認された。	○当該製品で走行中、道路脇の民家の塀に衝突して転倒し、弾みで使用者は頭を打った。 ○事故発生現場は道幅約5mの舗装された緩やかな左カーブの下り坂で、事故現場は下り坂の終了した平坦な道路で、段差、くぼみ等、当該製品の走行の障害になるようなものは認められなかった。 ○当該製品は右前側フェンダーが破損し、ハンドルを切るとタイヤとフェンダーが接触する状態であったが、電磁ブレーキ等の走行機能(走る、曲がる及び止まる)に異常はなく、監視機能にエラー履歴もなく、事故につながる不具合は認められなかった。 ○当該製品の動的安定性は、JIS T 9208:2009「ハンドル形電動車いす」で定められた条件のもとでの評価基準を満たしている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作等に異常が認められず、エラー履歴もないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
25	A201900565 令和1年8月25日(福岡県) 令和1年10月8日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、製品上部にある蓋、トッププレート等の樹脂部分は残っていなかった。 ○電源基板上の端子部や部品に異常は認められなかった。 ○100Vが印加されている洗濯モーター、排水モーター、給水弁、起動コンデンサー等の部品に異常は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○操作基板は確認できなかったが、低電圧部品のため出火の可能性は低いと考えられた。 ●当該製品内部から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
26	A201900428 令和1年8月28日(東京都) 令和1年8月30日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外郭が全体的に焼損していた。 ○モーター及びモーター制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電器に出火の痕跡は認められず、出力電圧は正常であった。 ○バッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板の形状、電極のリード線及び基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックは、6個の電池セルのうち4個が焼損していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201900502 令和1年8月31日(大阪府) 令和1年9月20日	電動工具(ドライパー、充電式)	(火災) 車両内で当該製品の周辺を溶融する火災が発生した。	○当該製品は充電器及び予備のバッテリーパックとともに専用ケースに収納されて、車両後部に置かれており、専用ケースが著しく焼損していた。 ○当該製品本体は外郭樹脂の一部が溶融していたが、内部のモーター及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパックは当該製品本体に装着された状態で外郭ケースの一部が溶融していたが、円筒形リチウムイオン電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ○充電器は外郭の一部が焼損していたが、内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○専用ケースに収納されていた予備のバッテリーパックは焼損が著しく、原形をとどめておらず、パック内の電池セル10個のうち、電池セル4個の封口体が脱落し、内部の電極体が著しく焼損して大半が焼失していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、予備のバッテリーパックからの出火により延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201900503「バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)」と同一事故
28	A201900469 令和1年9月1日(愛知県) 令和1年9月10日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品背面下部の樹脂製カバーは電源コード口出部付近が焼失し穴が空いていた。 ○機械室の制御基板及び制御基板ボックスは焼損が著しく、基板の一部は焼失していたが、焼失部の銅箔パターンは残存しており溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグは焼損していなかったが、電源コードは本体外側口出部近くで被覆が一部焼失し、複数箇所断線しており、最も負荷側の断線箇所に溶融痕が認められた。 ○コンプレッサー、始動リレー、オーバードリレー、ファンモーター、霜取ヒーター、庫内灯等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、電源コードが途中で断線し、溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A201900488 令和1年9月3日(福岡県) 令和1年9月17日	ルーター(充電式)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は電源が切られた状態で衣装ケースの中に保管されており、衣装ケースから火が上がっていた。 ○当該製品は外郭裏面全体及びバッテリーパック表面の一部に焼損が認められた。 ○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルに変形や熱損傷はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に新品のバッテリーパックを装着したところ、正常に起動した。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
30	A201900490 令和1年9月8日(神奈川県) 令和1年9月17日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体に焼損は認められず、バッテリーパックが焼損していた。 ○モーター、モーター制御基板及び付属の充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板及び基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックは、6個の電池セルのうち4個の内部に焼損が認められ、一部の電池セルは内容物が噴出していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201900560 令和1年9月12日(福岡県) 令和1年10月7日	照明器具(センサー付)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は展示品として、木製の展示棚の中に使用状態で設置されていた。 ○当該製品は全体的に焼損していた。 ○ランプ部分の外郭に穴空きが認められたが、ランプの内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードはコードの途中で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に近接していた展示棚の木板は、焼損して著しく炭化しており、焼損していない部分も板厚が半分程度にやせ細っていた。 ○当該製品と展示棚の各板の離隔距離は特定できなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、電源コードが途中で断線し、溶融痕が認められたが、通常の使用において応力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A201900621 令和1年10月3日(静岡県) 令和1年10月16日	ACアダプター(携帯電話機用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はテーブルタップに接続されていたが、マイクロUSBコネクタに携帯電話機は接続されていなかった。 ○当該製品の充電ケーブル先端のマイクロUSBコネクタ樹脂部が焼損していたが、コネクタ内部の端子に変形、痩せ及び溶融等の異常は認められず、異物等の侵入も認められなかった。 ○当該製品本体に異常は認められず、通電させたところ正常に動作し、マイクロUSBコネクタに発熱は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
33	A201900792 令和1年10月6日(兵庫県) 令和1年11月12日	オーブントースター	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品外観は全体的に焼損していたが、局所的な焼損箇所は認められなかった。 ○庫内は焼損が著しく、ドアガラスが熱で変形していた。 ○タイマースイッチの可動接点、固定接点ともに溶着した痕跡は認められなかった。 ○サーモスタットの接点に溶着した痕跡は認められなかった。 ○内部配線は焼損していたが、溶融痕は認められなかった。 ○ヒーター管に異常は認められなかった。 ○電源コードは製品外部で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、使用時に外力が加わる位置ではなかった。 ○当該製品の内部から炭化したせんべいが十数枚確認された。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201900635 令和1年10月7日(愛知県) 令和1年10月17日	エアコン(室外機)	(重傷1名) 使用者(70歳代)が 当該製品を取り外し ていたところ、当該 製品が破裂し、負傷 した。	○使用者がエアコンを取り外すため、ポンプダウン運転をしたところ、当該製品が破裂した。 ○当該製品の金属製外郭及び熱交換器は変形していた。 ○圧縮機は破裂し、天面及び底面に膨らみが認められた。 ○液体状態の冷媒が通過する側の閉鎖弁は、フレアナットと配管が外れており、ナットのねじ山に変形は認められなかった。 ○プリント基板、ファンモーター及び圧縮機の巻き線等の電気部品は焼損していなかった。 ●使用者が閉鎖弁のフレアナットを外した状態でポンプダウン作業を行ったため、圧縮機内部に空気が混入して、圧縮機内部が異常高温、高圧状態となり、破裂したものと推定される。 なお、取扱説明書及び当該製品本体には、「お客様自身で工事作業をしない。冷凍サイクル内に空気を混入させない。破裂する危険がある。」旨、記載されている。	
35	A201900679 令和1年10月14日(東京都) 令和1年10月25日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、 当該製品のバッテ リー及び周辺を焼損 する火災が発生し た。	○当該製品の充電を開始して15分後に破裂音がして、バッテリーパック付近から出火した。 ○モーター及びモーター制御基板等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電器は正常に作動し、異常は認められなかった。 ○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックは、6個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち3個がバッテリーパックから脱落していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
36	A201900768 令和1年10月15日(大阪府) 令和1年11月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、 当該製品のバッテ リー及び周辺を焼損 する火災が発生し た。	○当該製品にACアダプターを接続して充電を行っていたところ、約4時間後に当該製品から出火した。 ○当該製品の本体外郭樹脂に変形や焼損はなく、バッテリーパックのみが焼損していた。 ○モーター、基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に取り付けられていたバッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板の形状、制御基板の形状及び焼損した銘板の一部から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○非純正バッテリーパック内部の電池セル6個のうち2個の電池セルは封口部が外れ、外装缶内部の電極体が噴出していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201900748 令和1年10月25日(愛知県) 令和1年11月5日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品に取り付けられていたバッテリーパックから炎がでていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭が焼損していた。 ○モーター、基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターは焼損しておらず、異常は認められなかった。 ○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックの円筒型リチウムイオン電池セル6個のうち、5個は内部電極の焼損が著しかった。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
38	A201900767 令和1年10月27日(福岡県) 令和1年11月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続した状態で約半月放置していたところ、当該製品から出火した。 ○当該製品はバッテリーパック及びその取付け部のみが焼損していた。 ○モーター、ACアダプター等のその他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○バッテリーパックは円筒形リチウムイオン電池セル同士の接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパック内部の電池セルは、複数個が破裂、焼損していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
39	A201900837 令和1年11月14日(鹿児島県) 令和1年11月25日	電気式浴室換気乾燥暖房機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を運転していたところ、2時間半後に浴室から出火しているのを発見した。 ○当該製品は樹脂製吹出パネル全体及び樹脂製送風ファンの一部が焼損していた。 ○ヒーター、ファンモーター、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のほか、浴室の天井材や浴室外側の家屋壁材にも焼損が認められ、壁の焼損部分には当該製品の電源配線が通っていたが、詳細は確認できなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201900849 令和1年11月20日(神奈川県) 令和1年11月28日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ベランダに設置された当該製品付近から出火し、当該製品、網戸等を焼損した。 ○事故発生時、当該製品は運転していなかった。 ○当該製品は樹脂製のファンカバー、プロペラファン等が焼失していた。 ○ファンモーターは焼損し、モーター軸が固着していたが、接続配線に断線等の出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、制御基板、電源端子台、リアクター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生前に使用者は喫煙しており、火を消していないタバコを当該製品背面に置かれた樹脂製の容器に捨てていた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A201900902 令和1年11月19日(群馬県) 令和1年12月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の充電を開始して外出し、帰宅した際に確認すると当該製品から出火していた。 ○当該製品は全体的に焼損していた。 ○モーター、モーター制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーパックは、内部の円筒型リチウムイオン電池セル間の接続板形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックは、6個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち、5個の電極体に焼損が認められた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
42	A201900932 令和1年11月20日(長崎県) 令和1年12月12日	電気冷蔵庫	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○作業場内に当該製品及び他社製の電気冷蔵庫が並べて設置されており、どちらかの電気冷蔵庫の下部付近から出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品下部にある機械室が著しく焼損していた。 ○機械室内の圧縮機、運転用コンデンサー、始動リレー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードの中間部が断線しており、溶融痕が認められたが、溶融痕解析の結果、一次痕の可能性が認められた。 ○当該製品の電源コード断線部は通常の使用において外力が加わらない位置であった。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、当該製品の電源コードが断線して出火したものと考えられるが、溶融痕ができた位置が通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	A201900960「電気冷蔵庫」と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A201900960 令和1年11月20日(長崎県) 令和1年12月20日	電気冷蔵庫	(火災) 作業場で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○作業場内に当該製品及び他社製の電気冷蔵庫が並べて設置されており、使用者によれば、どちらかの電気冷蔵庫の下部付近から出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品の下部にある野菜室及び機械室の焼損が著しく焼損していた。 ○野菜室から出火した痕跡は認められなかったが、機械室については運転コンデンサーが破裂しており、また、始動リレーの端子及び複数の内部配線に溶融痕が認められた。 ○他社製冷蔵庫の電源コードに出火の痕跡が認められた。 ●当該製品は、機械室内の運転コンデンサーが破裂し、始動リレー端子及び内部配線に溶融痕が認められたが、他社製冷蔵庫の電源コードに出火の痕跡が認められたことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201900932「電気冷蔵庫」と同一事故
44	A201900881 令和1年11月21日(富山県) 令和1年12月4日	蓄熱式電気暖房器	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の電源 ケーブル部及び周 辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、電源コードと屋内配線との接続部が焼損し、単相200V配線の一方の圧着スリーブが溶融し、接続部が脱落していた。 ○焼損していた接続部は、それぞれ断面積5.5平方mmの電源コード及び屋内配線を、電線抱合容量16.78～26.66平方mmの圧着スリーブを用いて接続しており、適正寸法より大きな圧着スリーブが用いられていた。 ○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の設置は事業者と関係のない施工業者によって行われた。 ●施工業者が適正寸法より大きな圧着スリーブを用いて電源コードと屋内配線を接続したため、接続部に接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、施工説明書には、「電気配線工事は「電気設備に関する技術基準」、「内線規程」に基づいて行う。」旨、記載されていた。	
45	A201900957 令和1年11月27日(兵庫県) 令和1年12月20日	雨戸	(重傷1名) 当該製品を開閉しよ うとしたところ、右 指を負傷した。	○使用者が当該製品を開閉しようとした際に右手薬指が挟まり、第一関節から先の一部を欠損した。 ○当該製品は、本来の用途である雨戸としてではなく、母屋と離れの間にある空間の仕切りとして使用されていた。 ○使用者が当該製品を開閉する際に持った部位は、持ち手ではなかった。 ○使用者は2019年の夏頃に事故発生場所へ引っ越し、ふだんは当該製品を使用していなかった。 ○当該製品は、開発時に経年劣化を想定した開閉試験に合格しているが、雨戸ではなく仕切りとして使用した際の安全性試験は実施されていなかった。 ○当該製品は、使用者が指を挟んだ部位が折れていたが、事故発生時に折れたのか過去の使用時に折れたのかは不明である。 ○当該製品の開閉動作に異常は認められなかった。 ●当該製品は、開閉動作に異常は認められず、本来の用途である雨戸ではなく空間の仕切りとして使用されており、事故発生時に使用者が持ち手ではない部位を持って操作したため指を挟んだものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A201900910 令和1年11月28日(福井県) 令和1年12月9日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、キャビネットの一部が焼損していた。 ○内外連絡線は途中接続しており、被覆に焼損が認められたが、断線は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、電源接続端子台、基板及びコンプレッサー等が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、プロペラファン及び熱交換器に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
47	A201901017 令和1年11月30日(東京都) 令和2年1月15日	電気鍋	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品を最後に使用したのは事故発生の数日前であり、使用後、なべは取り外して洗浄し、本体の温度調節レバーはオフにしたが、電源プラグはテーブルタップを介して接続したまま、本体をテーブルの上に置いていた。 ○温度調節レバーは「保温」の位置付近であった。 ○当該製品は外郭の樹脂が焼失し、熱板及び遮熱板が焼損してテーブルの下に落ちており、テーブル上の当該製品が置かれていた部分及び近くに置いてあったタブレットPCの焼損が著しかった。 ○温度調節用サーモスタットの接点に荒れが認められるものの、原形をとどめており、溶融痕は認められなかった。 ○電源コードは、外郭から25cmほどの箇所が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○ヒーター、過昇防止用サーモスタット、温度ヒューズ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○タブレットPCの詳細については不明であった。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
48	A201901074 令和1年12月11日(東京都) 令和2年1月28日	電動アシスト自転車	(火災) 車両内で当該製品 のバッテリー及び周 辺を焼損する火災 が発生した。	○不燃ごみを回収中のごみ収集車の荷箱から発煙し、ごみ収集車荷箱内のごみ、当該製品のバッテリーパック等を焼損した。 ○当該製品のバッテリーパックの焼損は著しく、樹脂製外郭ケースの大部分が焼失し、型式等は確認できなかった。 ○バッテリーパック内部の円筒形リチウムイオン電池セルの焼損は著しく、外装缶に著しい変形が認められたほか、外装缶が開裂し、電極体が飛び出していた。 ○充電器に焼損は認められず、事業者名が印字された本体表示が確認できた。 ●当該製品のバッテリーパックが不燃ごみとして廃棄されていたため、ごみ収集車の反転板に押しつぶされ、バッテリーパック内部の円筒形リチウムイオン電池セルが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「リチウムイオン電池セルは、使用後の回収及び再資源化が義務づけられている。交換時、使用済みのバッテリーパックは、販売店にリサイクルをお願いする。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A201901092 令和1年12月18日(福井県) 令和2年1月30日	電気こたつ	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、電源コードの中間スイッチと本体側電源コードの接続部が焼損し、断線していた。 ○電源コードの焼損部は、芯線に繰り返し屈曲が原因とみられるばらつき及び溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品の保管時に電源コードをヒーター部に巻き付けていた。 ●使用者が当該製品の保管時に電源コードをヒーター部に巻き付けていたため、電源コードに繰り返し屈曲等の外力が加わり、内部の芯線が断線、スパークが発生して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「コードをねじったり、無理に引っ張ったりしない。」旨、記載されている。	
50	A201901236 令和2年1月2日(岐阜県) 令和2年3月18日	トレッキングポール	(重傷1名) 当該製品を使用して下山中、当該製品が破損し、転倒、負傷した。	○当該製品は、3本のアルミ製シャフトを使用する伸縮式トレッキングポールで、上段シャフト及び中段シャフトに樹脂製のカムレバー式長さ調節具が付いていた。 ○当該製品の下段シャフトに変形及び折損は認められなかったが、中段シャフトに付いているカムレバー式長さ調節具が折損し、下段シャフトが分離した状態であった。 ○同等品の下段シャフトをストップマーク位置で固定し、3点曲げ試験を行うと、下段シャフトが変形し、カムレバー式長さ調節具に折損は生じなかったが、ストップマークより先に伸ばして固定すると、曲げ強度が約1/4に低下し、当該製品と同様にカムレバー式調節具が折損し、下段シャフトが分離することを確認した。 ○当該製品はSG基準を満たしていた。 ●当該製品は、使用者が下段シャフトをストップマークより先に伸ばして使用したため、カムレバー式調節具が折損したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「ストップマークを超えて使用しない。マークを超えると、強度が落ち危険である。」旨、記載されている。	
51	A201900395 令和1年7月14日(東京都) 令和1年8月19日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。	○使用者は当該製品で自宅を出発し、自宅前の市道を10m進んだときに当該製品のハンドルが動かなくなり、バランスを崩して左側に転倒したとの申出内容であった。 ○前かご左側面及び左ペダル側面に擦れ痕が認められた。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルロック内部の上玉押しに破損、変形等はなく、ロックレバーと接触する位置に著しい接触痕は認められなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックの動作は正常であった。 ○ハンドルロックとサークルロックを連動させる連動ワイヤーがサークルロック施錠時にアウターから突出する部分に被覆の損傷、屈曲等は認められず、摺動は円滑であった。 ○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A201900530 令和1年9月15日(福岡県) 令和1年9月30日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で上り坂を走行中、バランスを崩し、転落、負傷した。	○使用者が当該製品で急勾配の坂道を登坂中、アシストが停止して力を失い、車体をコントロールできなくなり転倒し、坂道左側の敷地に転落したとの申出内容であった。 ○前かご左前方、左ハンドルグリップ、左バックホーク、リヤキャリア左後ろ等に塗装の剥がれ及び擦り傷が認められた。 ○当該製品で坂道を含む一般道を6日間走行したが、アシスト機能が停止する事象は発生せず、変速機能等にも異常は認められなかった。 ○アシスト部のログに、坂道でのアシスト停止に関するエラーは記録されていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
53	A201900704 平成23年6月22日(千葉県) 令和1年10月28日	自転車用幼児座席	(重傷1名) 子供(7歳)を当該製品に乘せて自転車で走行中、子供の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。	○当該製品の足乗せ部を外した状態で、子供を乗せて走行中、子供の左足が自転車の後輪に巻き込まれた。 ○当該製品は2010年9月からリコールされている対象型式であり、使用者は事故発生以前に購入店に相談していたが、交換の準備のため、足乗せ部を使用者自身で外しておくよう購入店から指示を受けたとの申出内容であった。 ○当該製品の本体及び足乗せ部に破損及び変形は認められなかった。 ○当該製品を取り付けていた自転車にドレスガードは装着されていなかった。 ●使用者が販売店の指示で足乗せ部を外した状態の当該製品に子供を乗せて走行したため、足が後輪に巻き込まれて負傷したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「足の巻き込み防止のために必ずドレスガードと併用する。」「破損、変形したまま使用しない。」旨、記載されている。	